

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	備 考
大成建設 株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号	
鹿島建設 株式会社	東京都港区元赤坂一丁目3番1号	

2. 指名停止措置期間 平成30年3月28日 ～ 平成30年9月27日（6箇月間）

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

### 4. 事実概要

リニア中央新幹線建設工事に関して、平成30年3月2日、大成建設(株)の顧問及び鹿島建設(株)の土木営業本部専任部長が、独占禁止法違反容疑で東京地方検察庁に逮捕された。

### 5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第2第5号に該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 前項に掲げる場合のほか、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 6箇月以上18箇月以内

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219, 220)

